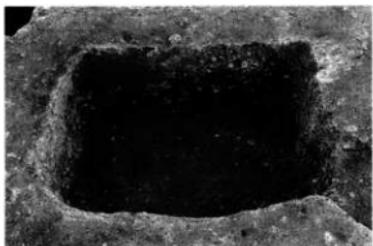


C19号土坑



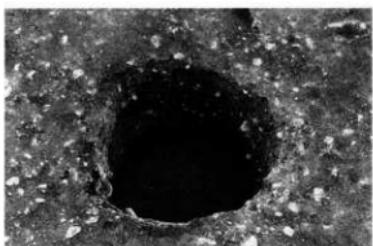
C-2 1号住居址



C20号土坑



C-2 2号住居址



C21号土坑



C-2 3号住居址



C区全景



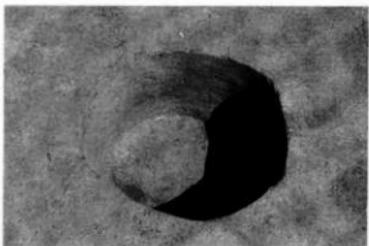
C-2 4号住居址



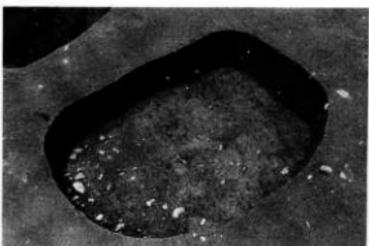
C-2 5号住居址



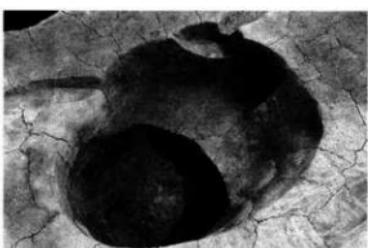
C-2 5号土坑



C-2 1号土坑



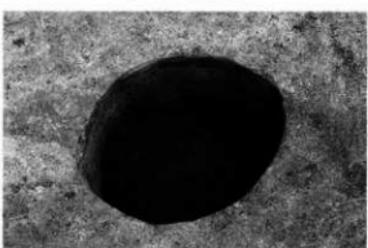
C-2 6号土坑



C-2 2号土坑



C-2 区全景西から東を臨む



C-2 3号土坑



D 1号住居址



D 2号住居址



D 8号住居址



D 4号住居址



D 8号住居址カマフ



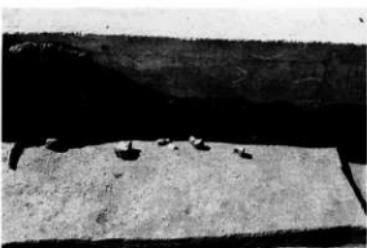
D 5号住居址



D 9号住居址



D 6号住居址



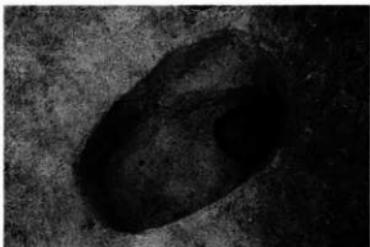
D 11号住居址



D10号住居址



D14号住居址



D6号土坑



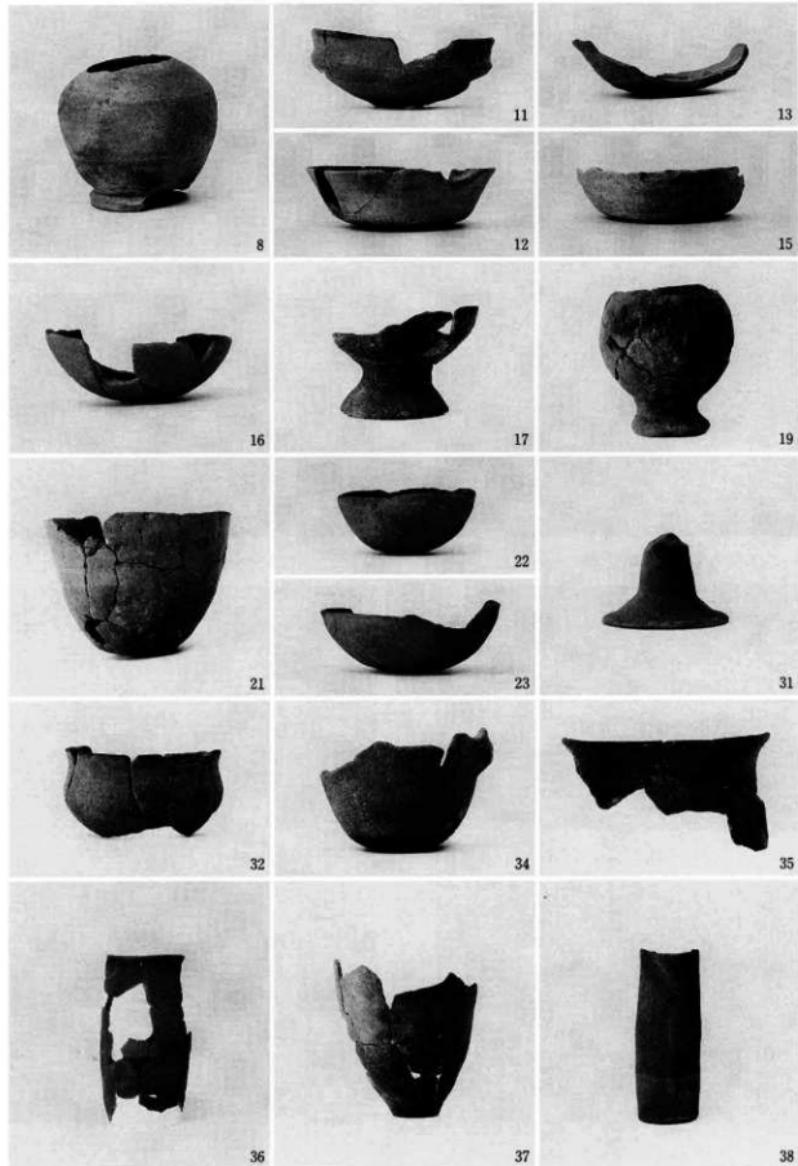
D12号住居址

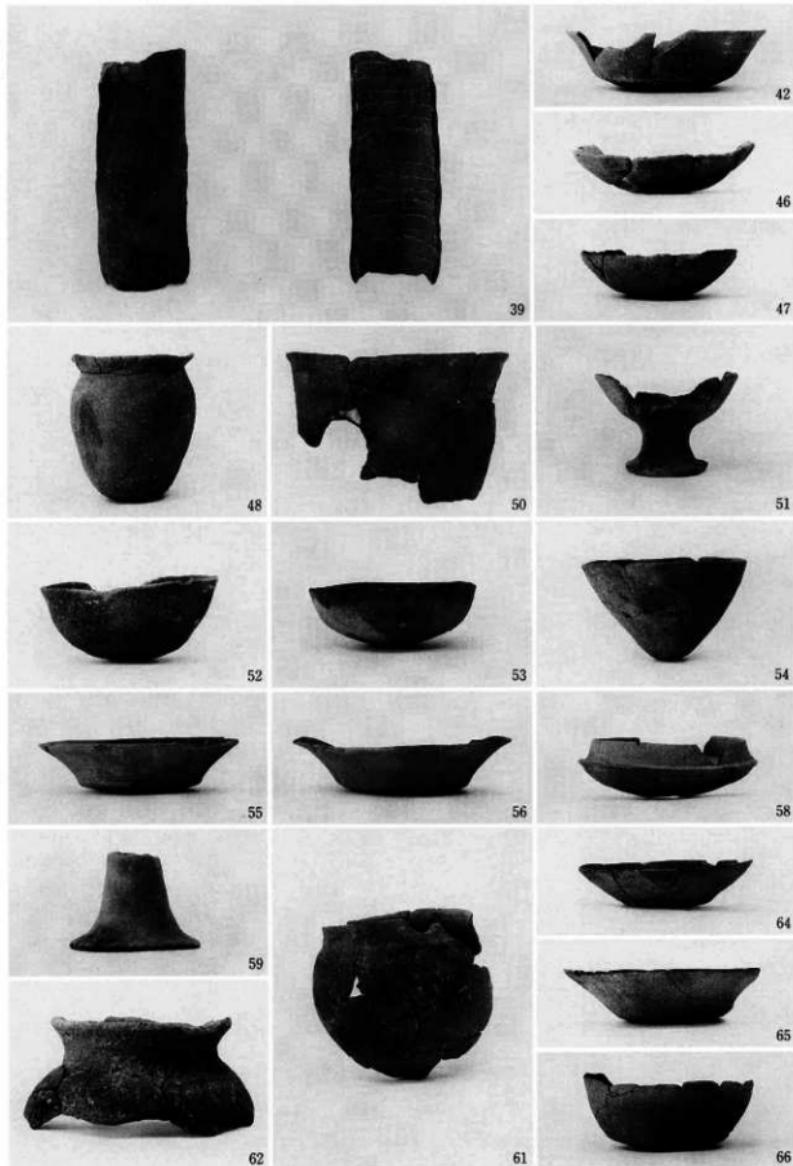


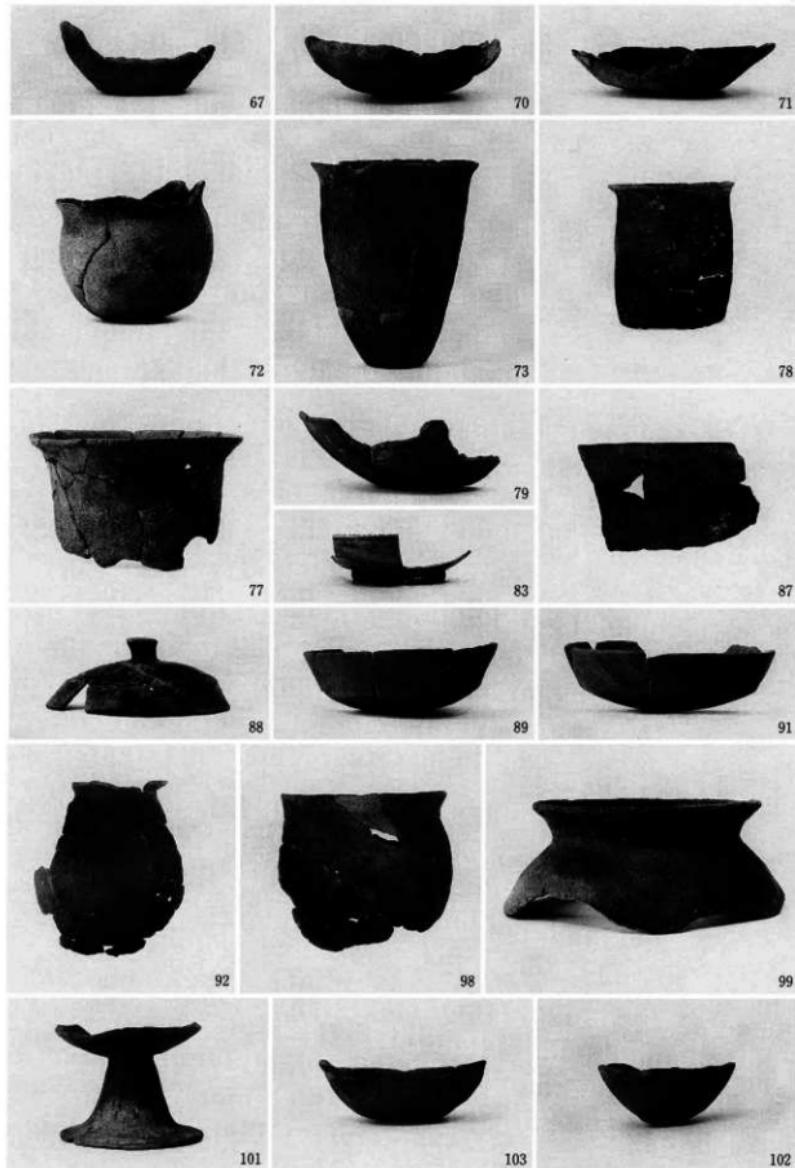
D13号住居址

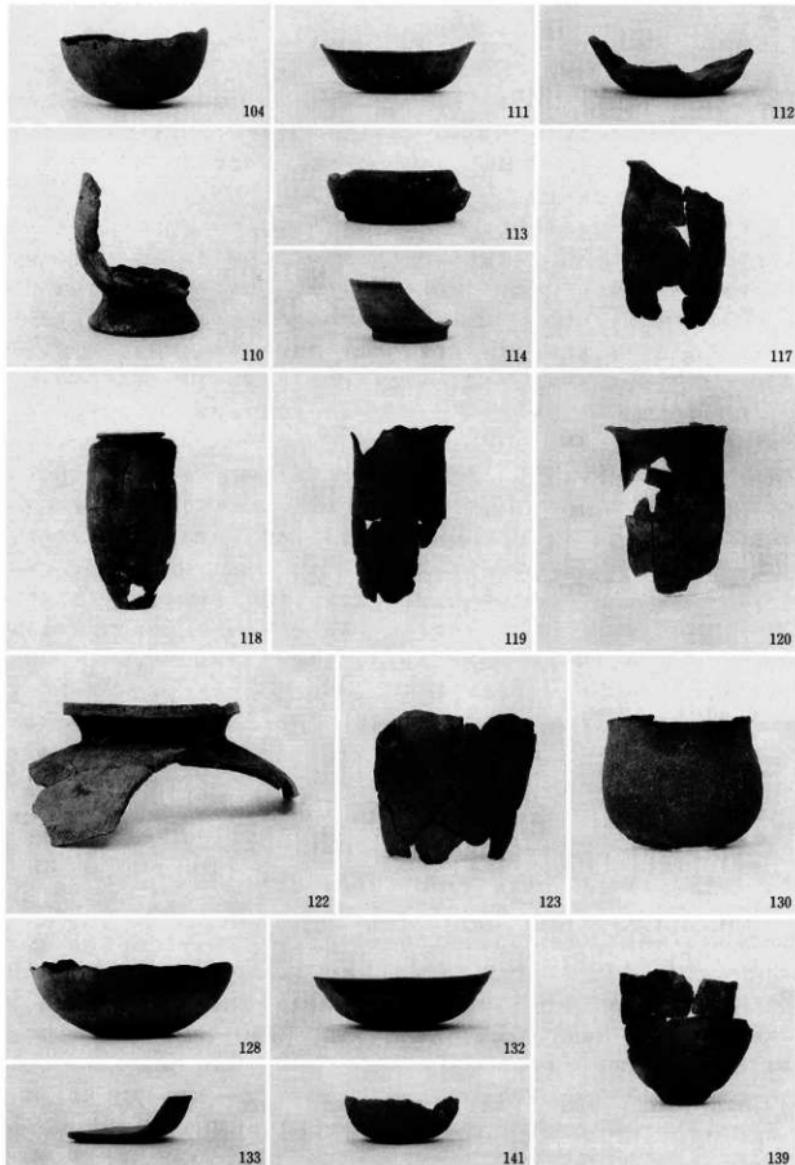


D区全景東から臨む









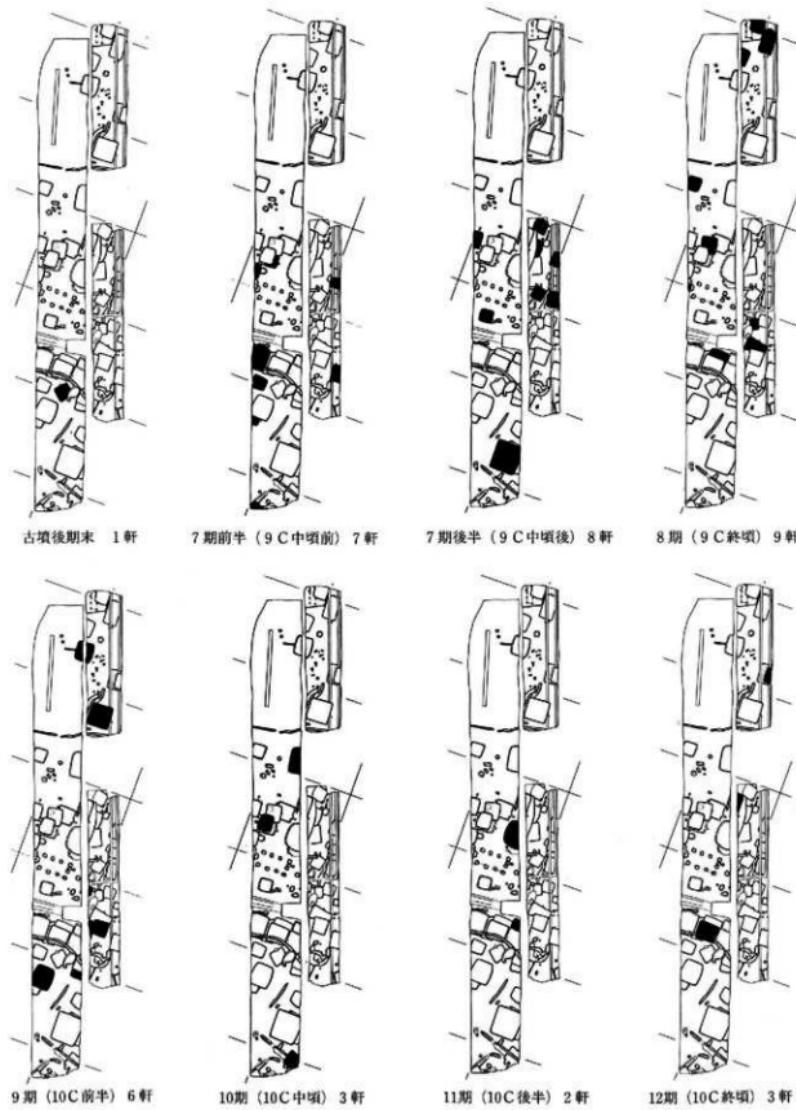
第5章 結語

県道長野真田線道路改良事業に伴なう埋蔵文化財の保護は、工事工程に応じて試掘調査と本調査の繰り返しであった。そのため調査面積的にも比較的大規模なものであったため、東河原遺跡に2ヶ年度・田中沖遺跡に3ヶ年度の日数を要した。そのため、調査区割りにより遺構番号等が繁雑になってしまった点、お許しいただきながら調査所見をまとめ結語とする。

東河原遺跡は、川中島屬地の扇端部に位置し、等高線を縦断するであろう帶状の微高地に展開するするものと思われるが、その範囲はいまだに推定の域を出ない。ただ、明らかなのは田中沖遺跡と性格を異にする別個の遺跡であり、県道部を主体に東西に広がる、平安時代の集落跡であることである。発掘調査では55軒の住居址もしくは推定遺構が確認されている。1次29号住居址が古墳時代後期末葉に比定される他は、少ない出土品ながら平安時代の所産と考えられる。南宮遺跡における編年を参考に当遺跡の住居址を時期別に抽出すると42図になる。集落の形成は古代7期前半（9世紀第2四半期）に始まるものの、調査地の南側に集中して既に7軒の存在がうかがわれる。次の7期後半（9世紀第3四半期）には同地域に8軒、8期（9世紀終頃）になると居住域を北に拡張し9軒、9期（10世紀前半）では6軒の存在をみる。以降10期（10世紀中頃）から12期（10世紀終頃）まで各期2・3軒確認されるにすぎなくなる。遺跡全体をこの数値から集落の傾向をうかがうことが可能であるならば、7期の9世紀中頃が集落規模が最も大きく、縮小しつつも9期まで盛期をみるようで、13期の11世紀に入るとなれば的な遺構は認められなくなる。住居址規模の面から管見すると、各期ごとに集落の中核をなすと思われる一辺が5m以上の大型に属する住居址が存在することに注意する必要がある。7期前半の1次24号・7期後半の1次15号・8期の2次25号・9期の2次18号・10期の1次7号・11期の1次11号の各住居址である。また、1次7号と2次18号住居址の中央付近に鐵冶炉が設けられている点も遺跡の性格を表しているものといえよう。この他、1次調査で4間×2間の規模と推定される掘方を伴なう建物址が、2次調査で円形を呈する柱穴による3間×1間の建物址が確認されている。後者は8期の遺構と重複関係にあり、この期よりも古いものとの所見を得たが、遺構の分布状況からみるとむしろ9期に属する可能性が高い。これに対し前者は奈良時代の遺構の在り方に近い様相がうかがえるが、遺物における裏付けがない。ただし、奈良時代と推定される2条の溝址が確認されていることを付記しておく。遺物では奈良三彩の小壺と思われる破片が1点のみ1次17号住居址覆土から出土している。胎土は淡褐色を呈し、軟質である。施釉は透明釉の上に綠釉をかけ、色調が淡褐色と緑色の2色である。出土遺構は平安時代の古代9期の比定されるもので、この施釉陶器が該期の所産か不明であるが、一応奈良三彩として報告しておく（90頁写真）。次に遺跡の性格をみてみよう。

今回調査した田中沖遺跡III地点は、国道18号バイパス地点の田中沖遺跡I地点と一連の遺跡とみて間違いなく、東河原遺跡同様川中島屬地扇端部の微高地に展開する。平成6年から8年にかけトレンチ状の調査であったが、総保護対象面積は6,700m²におよび、遺跡の東と南の縁部を調査したことになる。検出遺構のうち住居址または居住施設が考えられる遺構に59軒の番号を付した。この内、出土遺物量が少ないため時代や時期を比定可能な遺構は35軒（23図）にすぎない。時代・時期別の内訳は古墳時代後期後半から末葉（7世紀後半～8世紀初頭）にかけて21軒、奈良時代12軒、平安時代2軒である。ただし、C-2区の4軒の住居址は壁の中央にカマドが構築され、古墳時代あるいは奈良時代の遺構集中分布域に所在することから、どちらかの時代の所産であろう。

田中沖遺跡IIでは土地区画整理事業内の道路敷部4,100m²を調査し、住居址に限れば古墳時代後期49軒・奈良時代7軒・平安時代47軒を確認している。これらの遺構は万遍なく分布存在するのではなく、核をもって展開し



第42図 東河原遺跡住居址変遷図

ていおり、遺跡範囲推定地内にはこの数倍の軒数が予想されている。古墳時代は6世紀後半以降のものが連続的に存在しており、軒数は激減するものの奈良時代に引き継ぎ、平安期代の9・10期に盛期をむかえ13期まで存続する。この遺跡と対比しながら今回調査した2遺跡の性格を考察してみよう。田中沖遺跡IIIは調査した部分からうかがうならば、古墳時代後期から奈良時代にかけての継続した集落といえよう。しかし、遺構の規模や同時期の重複関係にある住居址が少ないとから、該期の中核的遺跡というよりも田中沖遺跡Iと親縁性のある拡張遺跡とみることができる。そして、遺構規模と展開の大きさから田中沖遺跡I・IIで指摘された大室古墳群の形成に積極的に関与した遺跡の一つであることをますます補強する資料を提示した。また、奈良時代集落の形成は数少ない中核集落の様相をみせている点注意する必要があろう。棗河原遺跡も田中沖遺跡IIとの関係の中で性格を考えなければならない。すなわち古代7期に衛星集落として出現するも、単なる枝村と存在するのではなく、遺構の規模で指摘したように相關的位置が想定される。このことは10世紀前半に編集された和名類聚抄記載の郷名が川中島扇状地に3郷みえ、このうち冰飽郷の所在遺跡は今の所不明であるが、斗女郷の中核遺跡が南宮遺跡であることが判明しつつある。もう一つの郷が池郷郷で、地名と郷間の位置関係そして遺跡の盛期の時期等から田中沖遺跡を中核的位置にある遺跡と考えられ、今回の調査で集落遺跡の範囲をさらに広げた意義は大きい。



棗河原遺跡1次17号住居址出土奈良三彩

報告書抄録

ふりがな	なつめがわらいせき・たなかおきいせき							
書名	糸河原遺跡(2)・田中沖遺跡III							
副書名	県道長野真田線道路改良事業地点							
シリーズ名	長野市の埋蔵文化財							
シリーズ番号	第93集							
編集者	矢口忠良・千野 浩・小林和子							
編集機関	長野市教育委員会埋蔵文化財センター							
所在地	〒381-2212 長野県長野市小島田町1414 Tel 026-284-0004							
発行年月日	1998年3月31日							
所取遺跡名	所在地	コード		北緯	東経	調査期間	調査面積	調査原因
		市町村	遺跡番号					
糸河原	長野県長野市糸河原井戸寺尾	E-034	36度 35分 2秒	138度 11分 28秒	1992.12.07 ～1994.01.13		2,000	道路改良
田中沖	長野県長野市小島田町	H-003	36度 35分 18秒	138度 11分 23秒	1994.10.18 ～1997.03.28		6,700	道路改良
所取遺跡名	種別	主な時代	主な遺構		主な遺物		特記事項	
糸河原	集落跡	古墳～平安	古墳時代後期住居址1軒 奈良時代溝址2条・建物址1棟? 平安時代住居址54軒・建物址1棟 他、土坑・溝址		土師器・須恵器 灰釉陶器・綠釉陶器 奈良三彩 鐵錐・鍛具其他鐵製品 土鍤			和名抄記載の池郷郷に 関与する平安時代 集落跡
田中沖	集落跡	古墳～中世	住居址59軒のうち 古墳時代後期21軒 奈良時代12軒 平安時代2軒 他土坑・溝址・小穴		土師器（円筒形土器）・須 恵器・灰釉陶器 鍛具其他鐵製品 砥石・凹石			川中島扇状地扇端部 における古墳時代後 期～奈良時代の中核 集落

長野市の埋蔵文化財第93集

棗河原遺跡(2)・田中沖遺跡III

平成10年3月26日印刷
平成10年3月31日発行

編集 長野市教育委員会
発行 埋蔵文化財センター
印刷 信毎書籍印刷株式会社